

## 国民健康保険税の旧被扶養者減免の減免期間の見直しについて

### 1 国民健康保険税の旧被扶養者減免の概要

#### (1) 趣旨

被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、被用者保険の被扶養者から国民健康保険の被保険者となった者（以下、「旧被扶養者」という。）については、新たに国民健康保険税を負担することとなるため、後期高齢者医療制度と同様の激減緩和措置を講じるものとされ、後期高齢者医療制度が発足した、平成 20 年度から制度化されております。

#### (2) 減免内容

旧被扶養者については、所得割額の全額と、均等割額の 5 割が減免されます。この減免は、市町村の条例により行い、費用は特別調整交付金により国が全額負担しております。

平成 20 年度の制度化の時点では、減免期間は 2 年間とされておりましたが、平成 22 年度に、後期高齢者医療制度の同様の軽減措置が当分の間（後期高齢者医療制度の廃止までの間）継続されることを踏まえ、国民健康保険においても当分の間継続されることとされました。

### 2 制度改正の内容

今般、後期高齢者医療制度において、負担の公平を図り、制度の持続性を高めるため、均等割額に係る軽減措置を資格取得から 2 年間に限ることとされました。このことを踏まえ、国では、国民健康保険においても、平成 31 年度から、次のとおり同様の見直しを行うこととされました（H30.12.12 付厚生労働省通知）。

○応益割（均等割）の減免期間を、平成 31 年度分の国民健康保険税から、資格取得から 2 年間に限る。

○応能割（所得割）の減免は、これまでどおり、当分の間実施する（変更なし）。

### 3 旧被扶養者減免への影響見込額（平成 30 年度課税の状況で試算 H30.12 末）

	減免世帯数	減免額
現行	5 0 5 世帯	約 1,0 1 2 万円
制度改正適用	3 3 5 世帯	約 7 4 1 万円
差	(1 7 0 世帯減) 皆減以外の世帯を含め、 2 6 7 世帯に影響	約 2 7 1 万円の減

## 4 今後の対応

### (1) 要領改正

「旧被扶養者について算定した国民健康保険税の減免の取り扱い要領」の改正を行う。

### (2) 市民周知

平成31年度の国保税に係る制度改正について、税率改定、課税限度額改定とともに、本件についても周知する。広報川越、自治会回覧、納税通知書の同封文等を想定。

### (3) 旧被扶養者減免に係る今後の制度改正について

国では、後期高齢者医療制度の旧被扶養者の所得割の軽減措置については、平成31年度以降も、「賦課開始時期を引き続き検討」とし、国民健康保険についても、後期高齢者医療制度での所得割賦課のあり方を踏まえて対応するとしております。

所得割に係る旧被扶養者減免について、今後、本則どおり2年間とする等の制度改正が行われた場合、国民健康保険税条例の改正が必要となります。